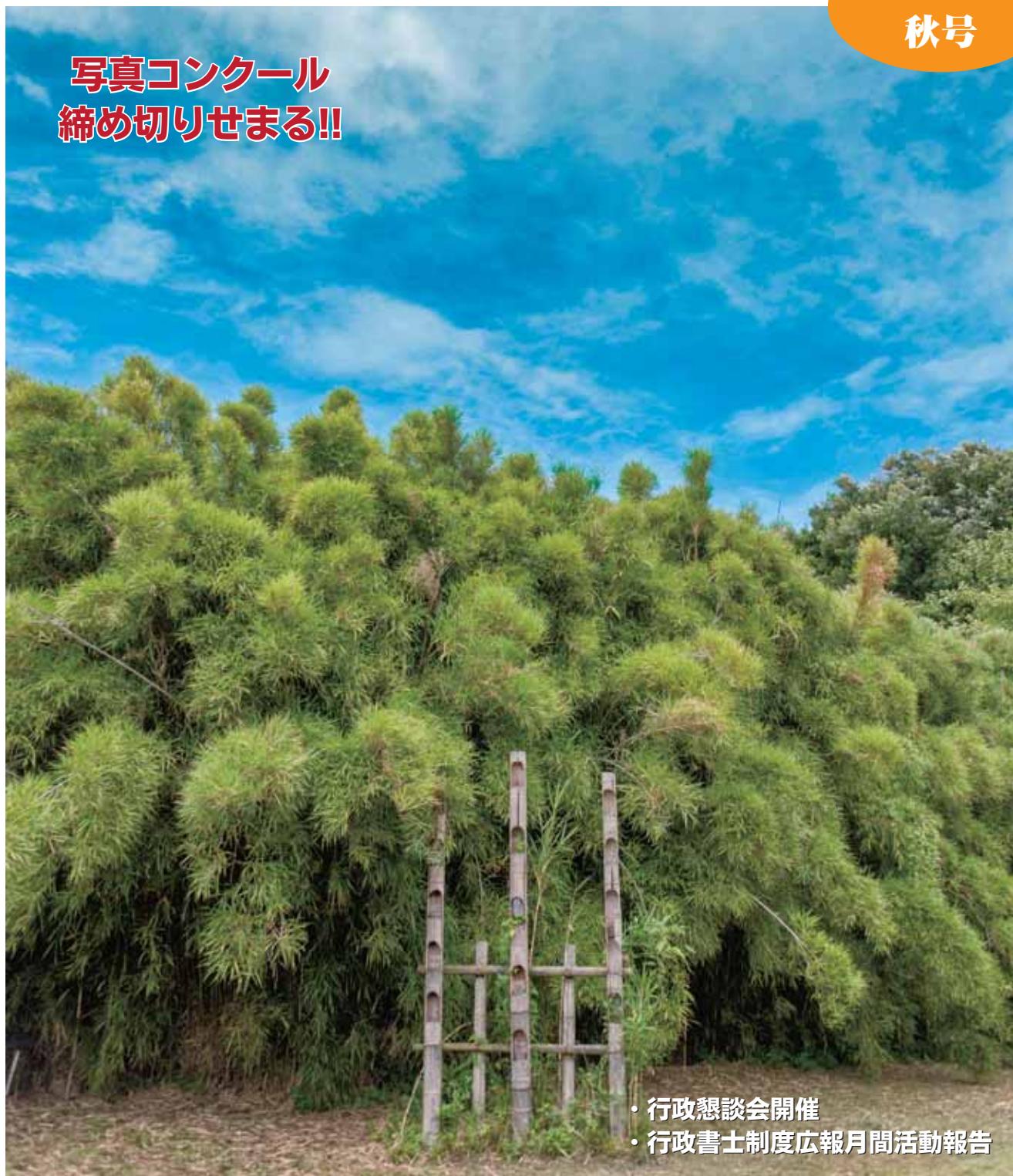


行政書士しづおか

No.289

2017年
秋号

写真コンクール
締め切りせまる!!

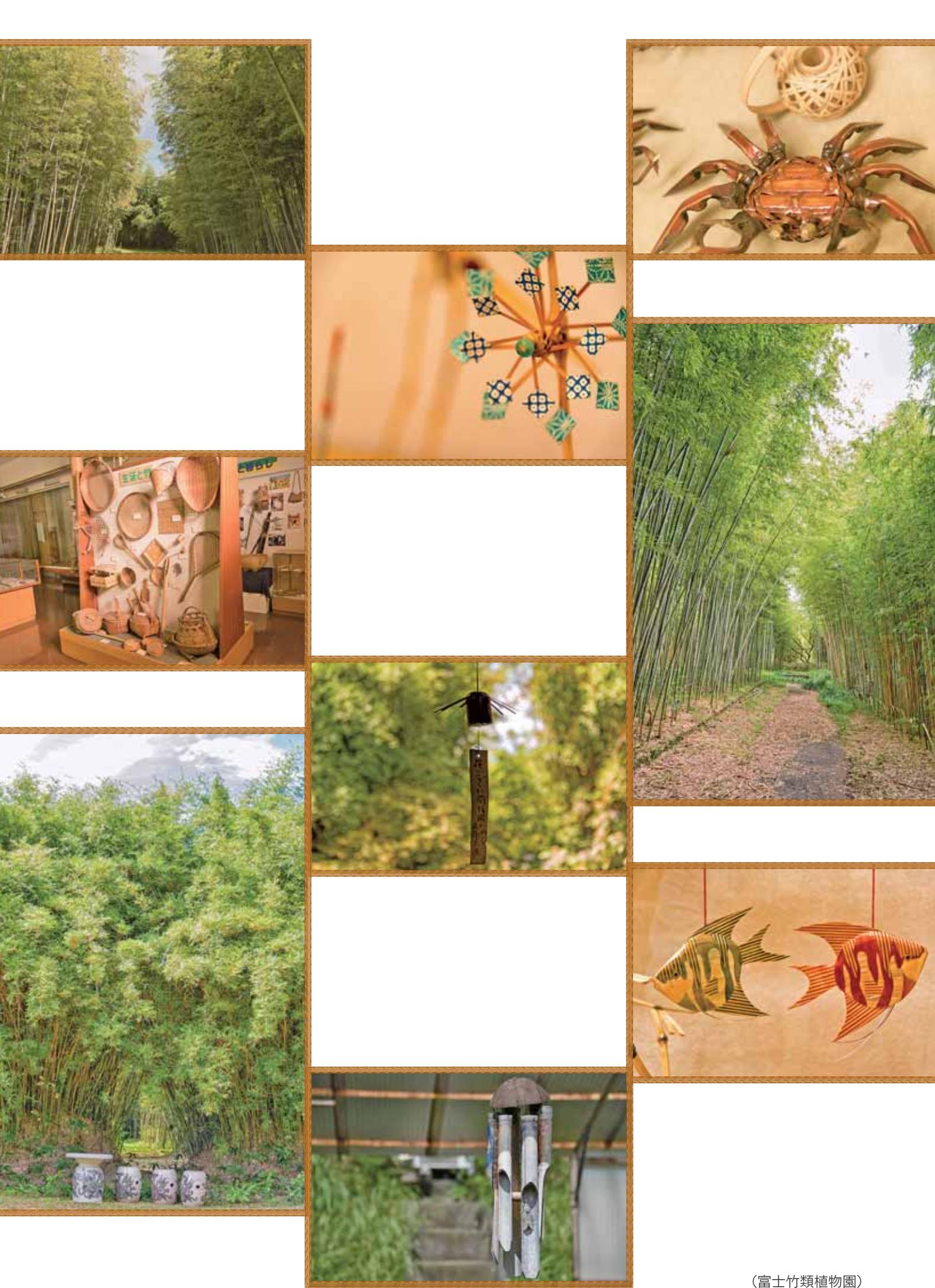


- ・行政懇談会開催
- ・行政書士制度広報月間活動報告

富士竹類植物園



静岡県行政書士会



(富士竹類植物園)

CONTENTS

委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告	2
平成29年度行政懇談会開催	7
平成29年度行政書士制度広報月間活動報告	19
平成29年度第一回新入会員特別研修会報告	20
私が目指す行政書士像	
沼津支部 今泉 太助	21
静岡支部 望月 志歩	21
西遠支部 和久田大介	21
「他士業交流勉強会」開催報告	23
公教育出前講座の報告	24
第4回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会	25
投 稿	
手 向 け 花	静岡支部 佐藤 吉男
天は二物を与える？	26
川 柳	富士宮支部 保坂 昭秀
伊豆支部 山本 順平	27
掲 示 版	28
島田信金と「成年後見関連分野における支援についての協定」を締結	29
第22回 会員写真コンクール募集要項	30
SBSラジオ 放送スケジュールについて	31
「行政書士しづおかNo288」掲載記事の訂正について（お詫び）	32
会員の処分について	32
会員の動静	33
講習会・研修会 報告	38
会議 議事内容	39
会務録	47
つぶやき・編集後記	54
県知事への表敬訪問	55



シリーズ『静岡県の日本一』

富士竹類植物園

竹類の栽培展示種類日本一

駿東郡長泉町にある「富士竹類植物園」は、日本国内をはじめ世界中から収集した約500種の竹を観察できる、竹類の栽培展示種類日本一の植物園です。

また、竹を利用した工芸品や民芸品などを展示する研究資料館も併設されています。

住 所：駿東郡長泉町南一色885

電 話：055-987-5498

開園日時：木・金・土曜日 10:00-15:00

(最終入場14:30)

委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告

業務拡充開発部門

著作権業務普及G キャプテン 中津川浩淳

- ① グループ部会開催 6月26日、7月29日、9月7日
- ② 会員向け著作権講習会 2月19日予定
- ③ 著作権相談員養成講習会 12月22日 予定
- ④ CRIC（著作権情報センター）への継続加入済み
- ⑤ 著作権事例テキスト（改訂版）普及、販売（中地協所属単位会担当者にアンケート作成）
- ⑥ 著作権オープンセミナー 第1回 7月29日開催
- ⑦ 行政書士が作る著作物を調査研究（現在、第1版作成に向けて、原稿検討中）
- ⑧ 公教育に対する著作権の役割検討

代理権開発PT チーフ 古本博巳

- ① 金融機関トップと行政書士会会长との対談について、岸本名誉会長から静銀（静岡県金融機関会長）の頭取に依頼したが、大変難しいとの事
- ② 本会ホームページの『金融機関相談窓口』コーナーをリニューアルしたが、これまで1件の相談もなし
- ③ 法定相続情報制度についての本会研修会は、東中西部地区全てで開催されるので開催しない

中小企業支援業務開発PT チーフ 若杉利枝

- ① 講習会開催については現時点で未定
- ② 県社会福祉部経営支援課長と身障者が集う飲食店等の支援について協議
- ③ 6次化事業に関する活動について（インタビュー）等報告
- ④ マーケティングの為のアンケート作成の準備
- ⑤ 知的資産経営報告書（前年度までに作成したもの縮小版10枚程度）作成に関する現況

特定行政書士法定研修PT チーフ 桜井俊文

- ① 法定研修4回及び考查実施に向け役割分担と準備
- ② 法定研修第1回目及び第2回目の実施
- ③ 特定付与者向け講習会の検討

公共嘱託拡大PT チーフ 谷口民衛

- ① 9月8日屋外広告物講習会実施に向けた内容、講師の選定等開催準備
- ② 県景観まちづくり課と請願内容に合致した掲示板の設置、及び違反広告物警告文に関する協議
- ③ 10月18日道路内民地調査業務に関する講習会開催準備
- ④ 講習会内容、今後の調査員募集方法等問題点の協議
- ⑤ 公共嘱託新規業務（空き家対策、遊休農地等）についての研究

業務開拓PT チーフ 成瀬記言

- ① 公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センターとの提携による事業の協議（各組合の役員会にて行政書士のPRをする。）
- ② 食に係る事業者向けのブランド化の支援業務のチラシ作成の企画
- ③ 3月20日講習会実施に向けた内容（H A C C P・地理的表示）、講師（厚生労働省・農林水産省の各職員）の企画
- ④ 定期的な勉強会開催の可能性の検討（HACCP・地理的表示などを利用した食のブランド化の業務は範囲が広く定期的な勉強会が必要なため）
- ⑤ 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（ドローン）の業務の研究調査
- ⑥ 新規開拓する業務の検討（案：生活保護制度、法令適用事前確認手続、製造たばこの小売販売業）

講習会内容向上PT チーフ 増田和紀

- ① 前年度実施されたアンケート内容を再検証し改善の余地のある講習会を選別
- ② 今後会員の希望する業務講習会を把握するためのアンケートを実施し、そのアンケート案の作成
- ③ 前年度講習会内容検証PTから提出された提言書を元に講習会が実施されているか確認

業務普及推進活動部門

農地土木委員会 委員長 川口 修

- ① 11月開催講習会の各ブロック別と内容、講師、会場の検討
- ② 県担当課及び東海財務局への平成29、30年度事業への協力要請訪問
- ③ 行政懇談会分科会テーマ検討並びに資料作成
- ④ 県内及び全国単位会に向けた農業委員推薦、選定の現状についてのアンケート調査、集計
- ⑤ 上記アンケート結果に伴う官公庁への申し出の通知

運輸委員会 委員長 村松貴史

- ① 10月12日新規丁種封印講習会実施に向けた内容等の検討
- ② 甲の名における出張封印について、自動車会議所の担当者と打ち合わせ
- ③ 丁種会員の封印実績の確認
- ④ 丁種封印の受託や業務開始に関する手続（完了）
- ⑤ 運輸関係部署への挨拶廻り（6月）
- ⑥ 封印取扱に関する法令の改正による各種制度の関係会員への周知
- ⑦ 10月5日行政懇談会分科会テーマ、テーマ資料作成

環境委員会 委員長 山本恭彦

- ① 1月末に予定する講演会の実施に関し、講師予定の県リサイクル室今川班長と内容の調整
- ② 10月5日行政懇談会分科会テーマの検討と資料の作成
- ③ 新入会員特別研修会資料（平成29年度版）確認と作成
- ④ 産業廃棄物収集運搬許可申請の様式統一に関する隣接県の実施状況アンケート依頼
- ⑤ 上記アンケートを集計し会員及び隣接県に情報通知（予定）

建設業委員会 委員長 梅原勤一

- ① 主任審査員会議開催に向けての議題の検討…8月17日実施
- ② 新規募集事前審査員試験実施に関する対象者（土木管内）の検討
- ③ 9月20日及び12月22日講習会実施に向けた内容、講師の選定等検討
- ④ 県建設業課と9月20日講習会の講義内容の協議
- ⑤ 10月5日行政懇談会分科会のテーマ検討・決定

中小企業支援委員会 委員長 中村聰介

- ① 9月26日開催講習会の検討及び講師の選定
(事業承継の具体的なイメージを持ってもらうことを目的に事例を多数紹介する事業承継講習会を予定)
- ② 10月19日開催講習会の検討及び講師の選定
(設立手続き以外の関りについての理解を深めてもらうことを目的にテーマは創業支援を予定)
- ③ 11月16日開催予定講習会の検討（知的資産経営支援、伴走型の支援について解説をしつつ、企業の伴走者としての関りを自分事として考る機会として、ワークショップ形式で中小企業支援について意見を出し合う講座を予定）
- ④ 委員会の課題についての検討及び研究会の内容についての検討
(既存知識の深堀が必要だと考え、今年は会社法について深く掘り下げ、仕事につながる研究を予定)
- ⑤ 中小企業関連機関との連携強化のため、県経営支援課、中小企業団体中央会、商工会連合会へ訪問
(中小企業支援開発PT、補助金委員会、企業法務委員会と共に訪問)
- ⑥ 知的資産経営、創業支援、事業承継、BCP等に関する研究

風俗保健委員会 委員長 黒田 忍

- ① 11/21開催講習会実施に向けた内容、講師選定等の検討
- ② 県警本部生活保安課長表敬訪問 講師派遣依頼等
7/12

相続家事委員会 委員長 市原 誠

- ① 業務講習会開催に向けての企画立案（11月開催予定、テーマ：民法改正と今後の動向）
- ② 法定相続情報証明制度に関する調査他（静岡地方法務局、出雲登記官）
- ③ 無料相談会に対するスタッフ派遣の検討
- ④ 行政懇談会に対する検討
- ⑤ 法定相続情報証明制度に対するパンフ・チラシの作成検討

国際委員会 委員長 黒田 忍

- ① 11/28講習会開催に向けた内容、講師の選定等検討
- ② 名古屋入国管理局静岡出張所表敬訪問 7/12
- ③ 名古屋入国管理局、同局浜松出張所、ブラジル総領事館表敬訪問 7/11

法人・企業法務委員会 委員長 田中めぐみ

- ① 今年度計画：営利法人の企業法務を重点分野とし、非営利法人については制度改正等の情報発信に努める。特に企業法務業務に必須の会社法と内部統制を主要なテーマとし会員に情報提供する
- ② ①の主要2テーマ（会社法、内部統制）について、委員が内容を研究し途中経過を共有した
- ③ 講習会計画：12月12日開催予定
会員が手掛けることの多い定款作成を題材に、その根拠法となる会社法について理解を深めることを目的とする
- ④ 中小企業支援機関との連携強化のため、県経営支援課、中小企業団体中央会、商工会連合会訪問（中小企業支援委員会、補助金業務委員会と共に訪問）

補助金業務委員会 委員長 若杉利枝

- ① 平成29年11月13日の講習会開催通知をすでに会員に発信済み
- ② 講習会の講師依頼及び活動支援等について 経済産業振興財団 経営革新班 佐野哲チームリーダーと協議
- ③ 講習会で講師を務める委員の活動報告の取り纏め及び補助金一覧表開示について手続
- ④ 県経営支援課、中小企業団体中央会、商工会連合会訪問
- ⑤ 第2回目の講習会についての検討

協働事業部門

ADR運営管理G キャプテン 瀬川 宏

- ① 平成29年4月25日 法務省より「ADRセンター静岡」全ての規程類について内容確認終了の連絡
- ② 平成29年6月2日 第2回理事会でADRセンター静岡の進捗状況等について説明協議
- ③ 平成29年8月2日 平岡会長・中山副会長及び法務委員会と本会の法体系に基づく内容を協議
- ④ 平成29年9月8日 平岡会長・鈴木統括部長及びグループ委員が法務省訪問 挨拶及び今後の申請についての協議

成年後見サポートセンター静岡県支部支援G キャプテン 永井宏樹

- ① 委員会3回開催済（6月2日、7月14日、8月29日）
- ② 入会前研修の案内送付（15名の申込あり）
- ③ 入会前研修の役割分担・担当の確認
- ④ 市民向けセミナー＆無料相談会の開催に協力（沼津）
- ⑤ 袋井市・磐田市の市役所・社会福祉協議会を訪問（コスモス静岡と協働）

外国人出前講座G キャプテン 黒田 忍

- ① グローバル人材&静岡県企業交流会へ参加 6/8
- ② グローバル人材&静岡県企業交流会へ参加 7/14

公教育出前講座G キャプテン 吉田 勇

- ① 10月10日からの静岡産業大学冠講座の講師と授業内容を決め、テキストや授業方法等について協議した
- ② 11月9日講師養成研修会に向けた準備として講師となる委員、当日の役割分担を決定した
- ③ 7月6日常葉大学法学部で出前授業と交流会を開催した
- ④ 6月9日浜松市立庄内中学校、9月2日学校法人沼津精華学園沼津中央高校で出前授業を実施した
- ⑤ 静岡城北高校で来年1月実施に向けて講師とテーマ及び授業内容を決め、他数校への授業実施に働きかけをしている

研修監理部門

研修会研究G キャプテン 竹田達紀

- ① 撮影する講習会の選定及び撮影のための体制づくり（講師の動画撮影協力のための「撮影同意書」の作成）
- ② 平成29年度第1回新入会員特別研修会撮影

会務監理部門

総務委員会 委員長 鈴木 淳

- ① 年間スケジュールの確認
- ② 平成29年度総務委員会の役割等の確認
- ③ 新入会員特別研修会開催に伴うスケジュール等の事前打合せ
- ④ 顧問議員懇談会の事前打合せ
(※行政書士試験実行Gよりの説明資料配布)

経理委員会 委員長 奥山浩行

- ① 例月経理関係諸帳簿、証憑書類及び補助簿等の照査、確認
- ② 平成29年度収支決算見込みの試算及び会費納入状況の確認
- ③ 平成29年度及び平成30年度以降の収支均衡に向けた手法の検討と提案を協議
- ④ 中間監査に向けた準備状況の確認

法務委員会 委員長 中山岳夫

- ① 富士宮支部、西遠支部、島田支部、志太支部及び伊豆支部の各支部規約の確認
- ② ADRセンター静岡の諸規則の確認
- ③ 交通事犯懲戒処分取扱基準の見直しに係る予備的検討
- ④ 監察事案に対する対応（注意書起案）

広報委員会 委員長 杉本和也

- ① 会報誌『行政書士しづおか』2017年夏号の編集及び発行
- ② 会報誌『行政書士しづおか』2017年秋号の編集
- ③ 10月行政書士制度広報月間配布物の編集作業
- ④ 次年度の広報計画素案の検討

ホームページ管理委員会 委員長 桜井俊文

- ① ホームページリニューアルに向け、スケジュール作成及びコンテンツ検討
- ② 近畿地方協議会HP担当者会議への参加
- ③ インターネット会議の実施
- ④ 現行HPの管理

親睦大会実行G キャプテン 鈴木 淳

- ① 親睦大会実行グループ業務引継書に係る内容の確認
- ② 平成29年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会の反省
(※各実行委員より提出いただいた本大会についてのご意見・ご感想をもとに協議を行う)

行政書士試験実行G キャプテン 松浦富雄

- ① 7月13日 スケジュールの確認、統括部長からのセンター説明会の報告、及び過年度の反省点の確認
- ② 8月10日 試験運営組織及び担当者について
- ③ 8月24日 試験運営方法及び資料原案の検討、及び試験会場下見の日程調整

選挙管理G

- ① 4月25日 役員等被推薦者の事前の資格審査
- ② 5月2日 役員等被推薦者の届出書類の受付処理
役員等被推薦者の届出受理書類の支部への通知とホームページでの公開
- ③ 5月19日 定時総会における役員選考委員会の本人確認及び投票事務手続きの看守

危機管理G キャプテン 奥山浩行

- ① 危機管理対策本部及び派遣市町所属ブロック要員の配置を検討
- ② 危機管理対策本部要員の参集経路（3路線以上）の提出・確認
- ③ 危機管理マニュアルの会員への周知及び罹災証明等書類作成能力を担保するための手法検討
- ④ 事務局及び会議時の避難訓練実施を常任理事会等に要請
- ⑤ 大規模災害時に必要な機械器具及び装備等の整備を協議

コンプライアンスG キャプテン 五條義人

- ① 第3回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会を平成29年9月15日に開催するための準備
- ② 県への会員苦情申し立て1件（県法務文書課と協議）
- ③ 本会への会員苦情申し立て対応（事情聴取6件、電話対応多数）
- ④ 職務上請求書使用に関する指導、助言（随時）
- ⑤ 新入会員特別研修会における会員の指導（平成29年8月22日）

行政懇談会PT チーフ 石井康一

- ① 10月5日行政懇談会実施に向けた分科会テーマおよびメンバーの選定等検討、当日の行程・役割等の確認
- ② 各分科会から提出された提案書の内容の校正作業

業務交流PT チーフ 藤田由香子

- ① 前年度他士業交流会の意見集と事業計画に基づき、勉強会及び交流会のテーマ検討
- ② 他士業との連携を視野に、テーマ及び講師の決定
- ③ 9月27日講習会講師への依頼と打合せ
- ④ 9月27日講習会スケジュールの決定と備品等準備

関地協対応PT

- ① 6月5日平成28年度関地協監査会 準備等含む
- ② 6月5日平成29年度第1回会長会 準備及び運営等
- ③ 6月28日新潟会に当番会を引継



平成29年度「行政懇談会」開催

去る10月5日、本年度も顧問の県議会議員等をお招きして、静岡県行政書士会政治連盟と共に行政懇談会が開催されました。

今回は、以下のテーマに沿って顧問の先生方より多くのご意見、ご指導をいただきました。

全 体 会

テーマ

- ① 新たなタイプの窓口表示板の設置について
- ② 行政書士による法定相続情報証明制度について
- ③ 行政書士による公教育出前講座の実施に向けた県内中・高等学校と関係する県議会議員の紹介及び企画書に基づく紹介議員を通じた各学校への働きかけについて

統 括	平岡康弘会長、中山正道副会長
座 長	中里龍彦副会長
サ ブ	渡邊政年副会長

① 新たなタイプの窓口表示板の設置について

担当：中里龍彦副会長

静岡県行政書士会では、平成4年に静岡県議会に対し、「行政書士法の趣旨の徹底による窓口業務の適正化に関する請願」を行い、全会一致の採択をいただいた結果、行政書士法違反書類の提出排除のための窓口表示板を設置いただいております。

当該採択から20年以上が経過し、当該請願の趣旨等が風化しつつあること、また、昨今、悪質な業者が窓口において不適切な申請を行うことで、窓口業務を混乱させる場面があったとの情報を受け、当会では、「窓口での本人確認」のお願いを加え、改めて同様の請願を県議会にお願いすることを検討いたしましたが、同様の内容による再請願は、制度上叶いませんでした。



現在、当会では市町議会に対して「窓口での本人確認」を盛り込んだ「行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願」採択に向けた活動を実施しており、21市町議会での請願採択が叶いました。また、採択市町においては、関係窓口に本人確認の徹底を盛り込んだ新たなタイプの窓口表示板の設置にご理解をいただき、違法申請を水際で食い止め、窓口業務の混乱を事前に防ぐ効果を上げております。

悪質な違法業者等においては、違法な書類作成と提出のみならず、窓口における補正を行う者も見受けられるのが現状です。正式な代理権を有しない者による違法行為は、窓口行政の混乱を招き、その影響による不利益は広く県民にも及びます。

つきましては、当該請願等の趣旨をご理解いただき、県の窓口におきましても、現在の窓口表示板から、新たなタイプの窓口表示板の設置にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、当会としましても、行政手続のスペシャリストの名に恥じぬよう、研修を実施し、会員指導に努め、いっそ行政の円滑化に寄与する所存です。

② 行政書士による法定相続情報証明制度について

担当：市原誠理事

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

今までの相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口に何度も出し直す必要がありました。

当該制度は、法務局に戸除籍謄本一式と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で公布します。

相続の発生した際、銀行・信用金庫・郵貯・JA農協等においての預貯金払戻し、自動車の移転登録等の相続に係る諸手続にあたり、そのたびに戸除籍謄本等を準備する必要があったものが、当該写しをもってそれに替えることが可能となりました。

私達行政書士は、申出人の依頼を受けて、戸除籍謄本等の必要書類を収集し、当該一覧図の作成を業とするのみならず、農地法申請をはじめとする各種行政手続における代理権手続等のスペシャリストとして当該制度の普及に力を注いでおります。

つきましては、当該制度をご理解いただき、行政手続の円滑な運営と県民の利便の向上のため、行政書士が相続等に関する諸手続に当該一覧図を添付して申請する際は、よろしくご対応の程お願い申し上げます。

※戸除籍謄本等（法務省HP「法定情報相続情報証明制度の説明書きより引用）



③ 行政書士による公教育出前講座の実施に向けた県内中・高等学校と関係する県議会議員の紹介及び企画書に基づく紹介議員を通じた各学校への働きかけについて

担当：田畠浩常任理事

静岡県行政書士会では、健全な青少年育成と地域社会の発展に貢献する為、平成25年度以降、高等学校及び大学を始めとした様々な教育機関にて出前講座及び交流会を開催することで、学生が社会人となった際に我々が業務上取り扱う法律知識やノウハウを役立ててもらうべく活動を継続しております。また、大学生の職業選択における一助として、会員の事務所におけるインターンシップの受け入れを勧奨するなどの活動を社会貢献事業として実施して参りました。

今後もこれらの活動をさらに展開することで尚一層の社会貢献を計りたい所存ですが、大学においては交流の定着化が見られる一方、高等学校については開催校数の伸び悩みが見られるため、高等学校への働きかけの強化が課題となっております。また、小・中学校における出前講座拡大も目標としており、小・中学校用の企画書についても作成しておりますが、特に交流を強化したいと考えている中学校については本年度における浜松市立庄内中学校一校のみの実績に止まっているのが現状です。

本活動の一層の充実のため、一昨年度は、公立の教育関係機関を管轄する静岡県議会文教警察委員会に対し、昨年度は私立の教育関係機関を管轄する静岡県議会企画文化環境委員会に対し、協力・支援を要請しております。本年度については、課題となっている中・高等学校への働きかけを強めるため、関係議員の方々を通して各学校の関係者に企画書に基づいた働きかけをお願いしたいと考えている次第です。



分 科 会

第1分科会

【静岡県議会総務委員会、文教警察委員会】



テーマ

- ① 静岡県ホームページ内の書式ダウンロード等の各手続き案内ページへの行政書士の表示について
- ② 公教育出前講座を活用した成年後見制度の普及（特別支援学校のPTA等）

座 長 中里龍彦副会長

サ ブ 大塩博喜常任理事、福田美奈子常任理事
石井康一理事

① 静岡県ホームページ内の書式ダウンロード等の各手続き案内ページへの行政書士の表示について

行政書士は、行政書士法の規定により、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とし、また、上記書類を官公署に提出する手続の代理や、契約その他に関する書類を代理人として作成することも業として定めています。

これらの手続きは国民の生活や事業と密接に関連し、その利便のためにもホームページによる情報公開は重要な意義を有しています。一方で、その手続きは必ずしも国民によって容易ではなく、平日の開庁日に時間を割かねばならないこともあります。手続きを行えずに困る人が一定数存在することも事実であります。そのような際に法律で定められ、適切な書類の作成や代理権を行使できる専門家、行政書士の存在を周知させることは住民サービスの一環に寄与するものと考えております。

現に伊豆の国市のホームページでは、境界確定等の手続きを掲載したページに代理人として行政書士の存在を明記しております。県のホームページに行政書士の表示をしていただくことは、住民の利益に寄与するほか、他の各市町ホームページへの波及効果も期待でき、ご検討のほど宜しくお願ひ申し上げます。

② 公教育出前講座を活用した成年後見制度の普及（特別支援学校のPTA等）

平成12年4月1日に施行された成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、社会全体で支え合うためには重要な手段であります。しかしながら、認知症患者及びその予備軍が700万人と言われ、平成28年の制度の利用者は20万人あまりで、十分に利用されているとは言えません。ちなみに、昨年度の静岡地方裁判所の申立件数は1,003件です。

制度の十分な活用が得られていない現状は、制度そのものを知らないもしくは誤った解釈などにより、利用を躊躇しているものが原因と思われます。

そこで行政書士会の公教育出前講座を活用して、正しい成年後見制度を知らせることにより、学生の知識向上はもとより、その家族が制度を利用する機会が増える一助となることが出来ると言えます。

議員の皆様には、教育委員会並びに各学校関係者の方々の働きかけをお願いしたい次第です。

第2分科会

【静岡県議会危機管理くらし環境委員会、厚生委員会】



テーマ

- ① 産業廃棄物処理業許可における事務処理と審査基準について
- ② 罽災証明書の書式統一化について
- ④ 行政書士による成年後見制度への取り組みについて

座長 児島良孝副会長
サブ 五條義人常任理事

① 産業廃棄物処理業許可における事務処理と審査基準について

1) 許可申請の標準事務処理期間と審査基準について

産業廃棄物処理業における事務処理期間については、静岡県許認可事務処理規定により、標準事務処理期間は申請書受付日より収集運搬業許可関係は40日、処分業許可関係は50日と定められております。この標準事務処理期間は適正な事務処理をする事を前提として定められたもので、不備があれば補正が必要でそれが終了するまでの期間は事務処理期間に含まれないとされています。

産業廃棄物収集運搬業許可（更新許可）における事務処理期間については特別の事がなければ概ね40日以内に許可証が交付されております。産業廃棄物処分業（更新許可）については標準事務処理期間内で許可がされる事はまれで、処理施設が多数で複雑化している場合には3ヶ月以上を要する事もあります。新規許可又は変更許可の場合はやむを得ない場合がありますが、更新許可の場合は5年前の更新許可時と全く申請内容に変更がなくても、新たな審査基準が付加されることにより新たに修正・補正を求められ、それにより補正に要する期間の事務処理は当然の事ですが保留とされます。

求められる修正・補正は事務取扱要領にない事項も多く、審査基準の裁量は担当者に委ねられています。申請者側にとっては総合的に理解できるものであれば従わざるを得ませんが、前回の更新時にクリアしている事項を覆す内容の審査基準の追加による補正指示は、相当の説明と法的根拠が必要と思われます。更新許可の場合は出先保健センターでの受付をもって許可と見做されますが、許可期限日から1年が経過しても許可証の交付がされないとなると排出事業者より処理業者は業務上、処理責任を求められる事もあり必要以上の掘り下げた審査基準の拡大には配慮していただくことと合わせて迅速な事務処理をお願いします。

2) 積み替え保管行為の必要性について

産業廃棄物の収集運搬に当たっては解体現場等の排出場所で収集する場合、粗分別された混合廃棄物のコンテナ容器を収集せざるを得ない場合から、再度受け入れ先の処分方法に応じ分別して処分を委託する必要があります。

静岡県は特別な場合を除き『積み替え保管行為』を認めていない事から粗分別された混合廃棄物は中間業者施

設内で再分別（選別）されている現状があります。収集運搬業者においては直接処分業者に搬入出来ない場合、排出現場以外で再分別する必要がある事から、行政指導を受けるケースも多く耳にします。

収集運搬業者において一定の条件・規格を定めて『積み替え保管行為』を認めていただければ実情に合った廃棄物処理の流れが確保できるものと思料します。

<一定の条件・規格例>

- ・積替え保管できる容量は所有している車両の合計積載量を上限とする。
- ・保管施設敷地面積は1,000m²以上とし市町の土地利用上支障がないものであること。
- ・保管施設の設置にあたり他法令に適合していること。
- ・保管壁は永久構造物とし、隣接境界線より保管壁高以上の保全距離を確保すること。
- ・外周はみだりに立ち入りの出来ない様、フェンス1.50mを設けること。
- ・保管施設及び分別作業場は原則屋内とし、管理棟を確保すること。
- ・隣接利害関係人の承諾書を得ること。

3) 実情を踏まえた保管施設の確保について

建設系廃棄物については建設現場（解体工事）で分別解体を行い、仕分けをして処分先に搬入する事が原則ですが、解体現場では十分な保管スペース等が確保できない事情もあり、『建設系混合廃棄物』としてコンテナボックス等により中間処分業者等に持ち込みがされています。中間処分業者においては処分方法に応じた再分別⇒中間処理⇒再委託処理（製品化・焼却・埋立・肥料化等）の流れで処理されています。

また、中間処分業者においては、処理前・処理後の保管施設を処理施設ごとに処理品目数に応じた保管施設を確保する必要があり、例えば破碎（7品目）圧縮梱包（3品目）の場合、処理前10、処理後10の合計20の保管施設を設けなければなりません。

大部分の中間処分業者の場合、手狭な業務スペースにこれだけの保管スペースを確保することは非常に困難であります。この場合、処理前・処理後の保管施設はその中間処理物の処分委託先の処理方法に対応した保管施設であっても良いのではないかと思います。建設系産業廃棄物の場合は焼却物保管施設（木くず等の混合物）、安定型埋立物保管施設（がれき類等の混合物）、管理型埋立物保管施設（廃石膏ボード等）となり、合計6施設で足りることになります。

適正処理を確保しながら、業務の効率化や作業の安全性を維持していくために、以上の様な2次委託先の処分方法に応じた保管施設の考え方を採用していただくことをお願いいたします。

② 署名証明書の書式統一化について

静岡県で大規模災害が発生した場合、行政書士会が迅速かつ的確に被災者支援を行うことを目的として、当会では静岡県下すべての市町と大規模災害時被災者支援協定を締結しています。協定では支援内容についても具体的に規定していますが、その中心は昨年の熊本地震や今年7月の北九州豪雨で地元行政書士会が要請を受け実施した署名証明書発行手続の支援になります。静岡県行政書士会では、実際の支援活動を行うに当たり、自治体職員と被災状況を調査し「（被）災の現況調査書」を作成することを想定し、この内容に基づき署名証明書を発行することを考えています。しかしながら静岡県内の市町では署名証明書の書式が異なっています。静岡県内で行政書士が各市町の支援を行ふに当たり、この書式が統一されればいざ各市町を支援するに当たりより迅速にそしてより効率的に支援することができると言えます。そこで県には各市町の特徴や独自性に配慮しつつも「標準署名証明書」書式のようなものを規定して頂きたいと考えます。

③ 行政書士による成年後見制度への取り組みについて

静岡県行政書士会では、社会貢献事業として成年後見制度の普及・推進のため、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部（以下、コスモス静岡という）を設立しています。これまでコスモス静岡は県内各地

でのセミナー＆無料相談会の実施、家庭裁判所や県内市町成年後見担当課、地域包括支援センター等への訪問活動を行なって参りました。少しずつではありますが、コスモス静岡の認知度も上がり、実際に法定後見・任意後見の受任件数も増えてきている所でございます。

一方で超高齢社会の到来により、認知症などで成年後見制度を利用すべき人の数は増え続け、逆に支援する側の成年後見人が明らかに不足している現状があります。昨年には成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立・施行され、成年後見制度をもっと利用しやすい制度とするための議論が内閣府に設置された委員会で行われました。今後、地域（各市町）にネットワーク「中核機関」を設置していくこと等、利用の促進が図られることになります。当会並びにコスモス静岡ではその中核機関への参画を目指しており、県内市町及び社会福祉協議会への訪問活動を継続して行なっているところです。

つきましては、県関係機関はもとより、市町や市町議会議員を通しての働きかけをお願いしたく存じます。また当会並びにコスモス静岡の成年後見制度への取り組みに、より一層のご支援をいただきます様、重ねてお願いいたします。

第3分科会 【静岡県議会文化観光委員会、産業委員会】



テーマ

- ① 県条例（静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例第5条）にある「知的資産の活用」の具体的施策への行政書士の利活用並びに経営革新・補助金申請の手続に関する行政書士の利活用について
- ② 「ふじのくに留学生就職促進プログラム」における行政書士の利活用について
- ③ 外国人を総合的に支援する体制の確立及び静岡県行政書士会の役割と、外国人に関する紛争解決のための「行政書士ADRセンター静岡」の設置について

座長 岩瀬喜臣副会長
サブ 田畠 浩常任理事
 我妻和男ADR運営管理委員

- ① 県条例（静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例第5条）にある「知的資産の活用」の具体的施策への行政書士の利活用並びに経営革新・補助金申請の手続に関する行政書士の利活用について

静岡県行政書士会では「知的資産経営の手法の活用」と「幅広い行政書士業務の特質」を活かした中小企業支援を取り組んでいます。知的資産の活用については常に研究していますので『受注機会の増大条例』の第5条にある“自らの知的資産活用”の具体的な支援策の策定にあたり、経済産業省が推奨しています知的資産経営報告の活用を提案させていただきます。

知的資産経営報告の活用法の一つとして、例えば京都府においては本県と同様な中小企業支援条例を策定し、その中で「知的資産経営報告書」を基に、具体的な施策を既に実行しています。中小企業が「知的資産経営報告書」を京都府庁に提出し、京都府庁の評価委員会により認証を受けることにより主に下記のようなメリットを中小企業が受けています。

- 1) 資金調達の支援として有利な融資が受けられる
- 2) 挑戦する調達“チャレンジ・バイ”と名付けられ、京都府が随意契約により新商品を購入する（調達に関する規定等の改定が必要）
- 3) 販路拡大に繋げるべく、大手企業との交流の機会を提供する（ビジネス商談会等の実施）
- 4) 認証済の企業の知的資産経営報告書を京都府庁のホームページに掲載することにより、“がんばる中小企業”的紹介や地域中小企業の認知度等の向上

このような具体的な施策を実施することが、中小企業が本来保持している知的資産をより可視化させると同時に、眞の意味での“がんばる中小企業”を支援することに繋がると考えます。受注機会の増大条例は、中小企業者にとってたいへん有用な条例であります。これに具体的な施策を盛り込みより実効性を備えることで県内の中小零細企業がより活性化することができるものと考えます。

静岡県行政書士会中小企業支援委員会では、知的資産経営の手法を活用した中小企業支援方法を研究し実践しています。またこれらの支援を有効に展開させるため解り易い知的資産経営報告書や中小企業基盤整備機構の知的資産経営報告書を改良したA3版の「事業見える化レポート」等を作成しています。これらのツールを利用した施策も考えられます。第5条の“自らの知的資産活用”に関する具体的な支援方法はいろいろと考えられます。是非行政書士を利活用くださいますようお願い申し上げます。

併せまして「経営革新や補助金申請手続き」についての行政書士の利活用についてご案内させていただきます。中小企業の経営者の皆様が補助金獲得の為に作成する申請書は、アピールすべきところのすべてを的確に申請書で示すことが必要であり困難を極める場合もあります。

そこで、静岡県行政書士会では、多くの中小企業が補助金制度を活用することができるよう経営者の支援に取り組んでいます。

行政書士は補助金の申請手続きだけではなく、補助金交付決定後の事務管理から清算手続きまでを取り扱っています。採択された補助金も事務管理や清算業務を適切に行うことができなければ減額される場合もありますので、これら手続きのすべてを支援し満額交付されるまでを行政書士業務の特徴と考えています。

一般的にコンサル等の他の専門家や金融機関が補助金申請をお手伝いされる場合大半が申請までの関与となっていますが、私たち行政書士は申請から清算までを一貫して取扱い補助金交付を受ける企業と補助金予算を予定どおり満額執行したい行政の双方の期待に応え補助金制度を側面からサポートしていきたいと考えます。

静岡県行政書士会では今後も静岡県及び公益財団法人 静岡県産業振興財団様をはじめとする中小企業支援関連機関と連携して県内中小企業に適切な補助金活用をご案内し、中小企業がますます発展していくよう支援して参る所存です。

今後とも行政書士会の活動に御理解と御協力の程宜しくお願い申し上げます。

② 「ふじのくに留学生就職促進プログラム」における行政書士の利活用について

静岡県行政書士会は平成24年12月25日に静岡県留学生支援ネットワークと、留学生、高等教育機関、企業等への出入国管理及び難民認定法及び関係法令の周知、啓発に関すること等につき、協定書を締結いたしました。その後、当該ネットワークは、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムとなり、本会も留学生支援事業実施委員会の会員として、留学生のビザ等に関する滞在サポートの一環として、無料相談等によるビザ・コンサルティングサービスを実施してまいりました。

今般、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムでは、文部科学省が進める、成長戦略における「外国人材の我が国企業への就職の拡大」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「日本での企业文化等キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する

取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図ることを目的とした「留学生就職促進プログラム」に応募し、全国の12機関とともに事業計画が採択されました。

平成29年6月26日「第1回ふじのくに留学生就職促進プログラム連絡協議会」において、現在、国内就職率が38%となっている静岡県内の留学生を、平成33年度までに51%に引き上げることを目標に発表された、今後5年間の活動方針を受け、本会としても、引き続き県内留学生の入管法による相談等を実施するとともに、申請取次業務を本来業務とする行政書士として、これまで以上に、少子高齢化による労働力低下に伴う競争力の低下の一助ともなりうるべく、県内外外国人労働力の確保につながるよう多方面から外国人支援に力を入れる所存です。

③ 外国人を総合的に支援する体制の確立及び静岡県行政書士会の役割と、外国人に関する紛争解決のための「行政書士ADRセンター静岡」の設置について

1) 外国人を総合的に支援する体制の確立と静岡県行政書士会の役割

我々、行政書士あるいは静岡県行政書士会（以下、「本会」という。）は、長い間、行政書士の業務として、あるいは、本会の社会貢献活動として、次のような業務や活動を行ってきました。

ア 行政書士（中でも申請取次ぎ行政書士）の業務として（主なもの）

- ・ 入国の際の在留資格認定証明書の交付申請業務
- ・ 在留資格の取得・変更・更新申請業務
- ・ 技能実習生に対する法的保護情報に関する講習会の実施
- ・ 日本国籍を取得するための帰化申請の業務など

イ 本会の活動として（主なもの）

- ・ 在留資格等に関する無料相談会の実施（各市町の国際交流協会との協働事業）
- ・ ふじのくに地域・大学コンソーシアムが主催する「留学生支援相談会」を毎月定期に支援
- ・ N P O等からの要請に応じての外国人に関する講習会・相談会の実施

2) 外国人に関する紛争解決のための「行政書士ADRセンター静岡」の設置について

上記1) ア、イの業務、活動を通じ、県内に在留する外国人から様々な紛争に関する相談を長い間、耳にしてきました。弁護士法第72条（非弁活動の禁止）の関係から、行政書士業務として直接我々が関わることが出来ませんでしたが、先の9月15日、念願であったADR機関「行政書士ADRセンター静岡」が本会の理事会で承認・可決され、設置することができました。正式なADR認証機関となるためには、法務省の認証が必要となります。11月申請に向け、現在、準備しているところです。年度内の認証を予定しています。認証されると、来年度から、外国人を総合的に支援する体制が確立します。すなわち、

ア 入国～出国まで、外国人に対する在留資格に関する各種手続き並びに相談

イ 留学生や技能実習生に対する日常生活・職場生活等に必要な法的保護情報の提供・相談

ウ 技能実習生を受入れる企業等に対する監査業務の実施、受入計画の作成等に関する相談（平成29年11月1日から、技能実習法の施行により外部監査人制度が導入されます。）

エ ADR機関を通した外国人と日本人間の個別紛争に関する相談・解決

県議会議員の先生方には、外国人に対する総合的支援ができるのは、本会であることを是非、ご理解いただき、今後とも本会に対するご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。今年度は、特に、先生方には、本会の上記活動についての広報をお願いしたいと存じます。

期待する広報先：

静岡県市長会、静岡県町村会、県内の各大学、（公財）静岡県国際交流協会、（公財）静岡県国際経済振興会（SIBA）加盟の各企業、技能実習生を受入れている各種協同組合・同組合傘下企業（技能実習生受入企業）、（社）静岡県商工会議所連合会、静岡県中小企業中央会、静岡県経営者協会等々

なお、在浜松ブラジル総領事に対しては、既に、本会が広報済みです。

第4分科会

【静岡県議会建設委員会】



テーマ

- ① 静岡県発注の測量業務委託での官民境界確定協議の徹底とその活用について
- ② 開発行為における道路等に関する基準について
- ③ 農業委員会法改正に伴う行政書士の利活用について
- ④ 県道内にある個人名義の土地問題（道路内民地問題）について
- ⑤ 大型車等の出発地・目的地となりうる地点周辺の道路便覧未収録道路について
- ⑥ 工業地帯内の道路の整備と重さ指定道路への格上げによる物流の活性化について
- ⑦ 市町道や県道の道路台帳図情報のオンラインでの公開について

座 長	土田 哲常任理事
サ ブ	鈴木 晃副会長
	諸田 薫常任理事、鈴木市代常任理事

① 静岡県発注の測量業務委託での官民境界確定協議の徹底とその活用について

静岡県から発注される測量業務委託のうち工事に必要な用地を取得するためは、用地測量として所有者等と土地の境界について立会確認を行います。この立会確認に基づき民有地の用地買収、土地分筆登記、所有権移転登記を行います。しかし、多くの県土木事務所工事課では静岡県が制定している「静岡県国土交通大臣所管国有財産境界確定事務処理要領」第15条の「境界確定協議書」を県土木事務所管理課及び市町担当課に提出をせずに立会確認を行っているのが現状です。

この「境界確定協議書」の提出がされていないため、県土木事務所管理課及び市町担当課では、一度、立会確認された官民境界が未確定であるとされ、土地所有者が開発や分筆を行う際には、新たに「境界確定申請」を求められます。これは土地所有者にとって非常に負担であり、不合理な手続きとなっています。

土地所有者は静岡県の行う公共事業に協力して、自身の土地の一部を提供したけれども、静岡県が税金で行った測量成果は使用できず、自身の資金を投入して再度、測量を行うことになります。測量した結果は当たり前ですが、静岡県の測量成果と一致いたします。

静岡県が行う測量業務委託は測量法に基づき行われています。測量法制定の目的は、第一条にあるとおり、測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること、そして公共の測量の成果を広く利用させることによって、測量の重複を除くことが測量法の制定趣旨であります。

このような不合理と無駄を無くすため、今後、静岡県が発注する測量業務委託においては、県土木事務所工事課より県土木事務所管理課及び市町担当課に「境界確定協議書」の提出を徹底し、必要に応じて、公共事業に協力した土地所有者に対しては「境界確定証明書」の交付をする等、静岡県が行った測量成果の有効利用をお願いいたします。

② 開発行為における道路等に関する基準について

開発行為地が現在接道する前面道路の幅員については、都市計画法によりその必要幅員が住宅では6.5m、その他では9.0m以上と規定されております。

静岡県下においては、都市計画法の規定通りに指導する市町と、そうではなく柔軟な対応を指導している市町に分かれております。

都市計画法の指導や権限が、静岡県より各市町へ権限の委譲が実施されたことによりこのような指導の相違が生じており、市街地を多く持つ市町では柔軟な対応が多く、そうでは無い市町では都市計画法の規定通りの指導が見られます。

県下に多くの物販店舗を展開する事業者からA市では、建設が出来るのにB市では出来ない。その原因は前面道路幅員に起因する。今計画をしようとC市では建築可能ですか?との協議を数多く受けます。

前記の該当市の指導により、NOとの回答をすることもあります。

地域経済の活性化推進に寄与し、空地の有効利用を図るためにも、今一度各市町での柔軟な対応を諮り開発行為可能地が増加するよう指導をお願いします。

③ 農業委員会法改正に伴う行政書士の利活用について

平成28年4月に改正されました農業委員会法では、農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させることが適当であるため、市町村長は、農業委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされました。農林水産省の新しいパンフレットの中では例として行政書士も該当する旨が明記されています。

また、改正後の農業委員は農業委員会の区域内に住所を有さない者も推薦、応募することが可能となっています。我々行政書士は、農地転用許可業務等を通じて、農業者と行政のパイプ役を担ってまいりました。農業者の実情と農業政策の趣旨を理解し、有限な国土の合理的かつ計画的な利用に貢献できる行政書士を積極的に活用いただきましよう静岡県より県下各市町への通知をお願い申し上げます。

④ 県道内にある個人名義の土地問題（道路内民地問題）について

現在、現況が道路であるにもかかわらず登記簿上は個人所有地となっている土地が静岡市内だけでも数千ヶ所存在していると言われており、全国的にはその所有権移転を巡り訴訟にまで発展している状況であります。原因としては様々考えられますが、多くは国、県、市町村が道路拡張の際に土地所有者から譲渡同意書を得て工事を行ったものの、その後何らかの事情により変更登記がなされなかったことが挙げられます。

全国の国道、県道、市町村道には、いわゆる道路内民地が必ず存在します。時間の経過とともにさらに権利関係が複雑になることは容易に考えられ、早急な対応が求められるところです。ところが、国、県、市町村の担当部署は積極的に対応すべき事案であると認識しつつも、本来業務を優先する必要から対応が後手に回っているのが実情です。そこで、譲渡契約前段階の権利者等の整理作業を法的に認められた行政書士へ業務委託することが選択肢の一つであると考えます。

静岡県行政書士会は、全国に先駆けて平成25年4月より静岡市と業務委託契約を結び、いわゆる道路内民地調査と地権者への説明、そして、相続が生じている場合においては相続人を確定すべく戸籍の取得、相続人関係図の作成等を通してこの問題解決に関わっています。この経験と実績を県道問題にも活かせると考えますので、先生方には各土木事務所担当部課長への働きかけを強く要望いたします。

⑤ 大型車等の出発地・目的地となりうる地点周辺の道路便覧未収録道路について

道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（※一般的制限値　道路法第47条第1項　車両制限令第3条）を定めています。そして、この一般的制限値を超える車両を通行させようとするときには、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）を受けなければなりません（道路法第47条

の2)。

トレーラーや大型車を運行している事業者は、この許可を受けることがほぼ必須であり、我々行政書士もこの許可申請を仕事として請けさせていただいております。

この特殊車両通行許可申請の申請書は、国土交通省の特殊車両通行許可システムを使用して作成されるのが一般的です。システム内には、多くの道路情報が道路情報便覧に収録されており、通行経路情報を入力するのに非常に便利であります。

このシステムを利用し、申請書を作成していく気になりました。

国土交通省がこのシステムを開発しているので、国土交通省が管理する道路の情報は完全に網羅されています。しかし、それ以外の道路に関しては、主要な道路はほぼ網羅されているのですが、一部、特に市町村道に多いのですが、情報が収録されていない箇所が見受けられます。

大型車の通行経路と想定されていない道路（住宅街やリゾート地等）であれば問題はないのですが、工業団地等の工業地帯、物流倉庫が点在している箇所のような大型車が発着する可能性の高い道路とかでも少なからず見受けられました。

もちろん、道路情報がこのシステム内に上がっていなくとも許可申請は可能ですし、実際に通行許可を受けてもいます。ただこの場合、許可申請を受けた窓口（国道事務所や県土木事務所の場合が多いです）と当該未収録道路の管理者との個別協議案件となってしまい、その協議が終わらないと許可証が発行されません。そして、こういった案件は、相当時間がかかっています（1～3か月）。これに対し、申請経路が道路情報便覧に収録されている道路で完結しているのであれば、個別協議無しで、標準処理期間である3週間程度で許可証が発行されています。

また、道路情報が道路情報便覧に収録されていれば、どういった条件での通行が可能か、または通行ができないのかといったことが、車両の諸元より自動で計算されますので、許可までの処理期間の短縮とともに、申請者の利便に寄与することになります。

ここまででは、地方整備局管内の国道事務所が申請窓口となった場合のことを主に述べてまいりましたが、県の土木事務所が申請窓口となった場合であっても、道路管理者相互の道路情報の共有により同じ効果が期待できます。

そのため、工場地帯や物流地帯といった大型車の発着地点となりうる箇所の前面道路や周辺道路の情報は、なるべく国土交通省の特殊車両通行許可システムに上げていただけるよう県の道路管理者に要請するとともに、市町村に対してもこういった大型車の発着地点となりうる箇所での道路管理者相互の道路情報の共有に協力するよう働きかけをお願いいたします。

物流は迅速でなければなりません。大型車を運行するための許可に何ヵ月もかかっていては物流が滞ることになりますし、無許可運行も出てくることになるでしょう。違反を予防し、物流を活性化させるためにも、よろしくお願ひいたします。

⑥ 工業地帯内の道路の整備と重さ指定道路への格上げによる物流の活性化について

⑤では、工場や倉庫周辺の道路情報便覧に収録されていない道路について述べさせていただきましたが、ここでは、道路情報便覧に収録されている道路も含めた道路についてのお願いです。

大型車の中には、一般的制限値を超える諸元でありながら、特定の道路であれば、特殊車両通行許可を受けずに通行することが可能な車両が存在します。

具体的には、新規格車と呼ばれるものがその代表です。「高速自動車国道」および「重さ指定道路」であれば、総重量25トンまで許可を受けずに通行することができます（単車の場合）。そして、現在運行されている大型車のほとんどはこの規格の車両となっています。

「重さ指定道路」には、幹線道路となっている道路のほとんどがなっています。ですから、新規格車は、大まかな移動には許可を受けずに運行させることはできます。しかしながら、発着地周辺が道路情報便覧に収録されている道路ではあっても、「重さ指定道路」となっていない場所が多々見受けられます。大型工場周辺でも「重さ指定道路」には指定されていないところがほとんどです。

通行経路上「重さ指定道路」となっていない部分が短いのと、道路管理者が取り締まりをしていない部分でもあ

るため、この部分に関し許可を受けずに運行している新規格車が多いのが現状です。そして、それを運行する事業者には、違反の意識が薄いです。

工場や倉庫が集まっている地域は、大型車の発着地となることが多いでしょう。また、工業団地等の道路は、きれいに整備されています。そういう道路は、どういった設計によって開設されているのかはわかりませんし、市町村道がほとんどであるため可能かどうかはわかりませんが、もし可能であれば、「重さ指定道路」への格上げをお願いしたいと思います。都市計画法の工業地域等の指定においても、地域内の道路について「重さ指定道路」を念頭に置いた設計をお願いいたします。

そうすることにより、小さな違反を減らすことになりますし、法令順守が徹底している事業者も容易に参入することが可能となり、物流の活性化につながると思います。

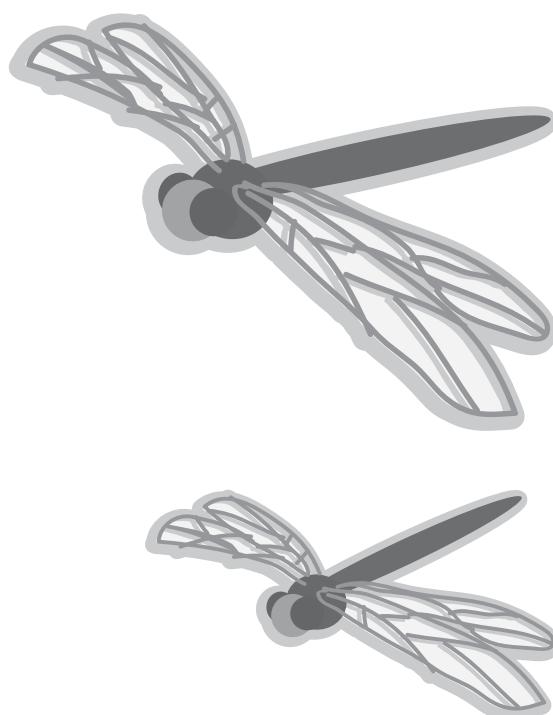
⑦ 市町村道や県道の道路台帳図情報のオンラインでの公開について

特殊車両通行許可申請の際、申請経路上に道路情報便覧に収録されていない道路が含まれている場合、その道路名称とその部分の地図を申請情報としなければなりません。そのため、道路管理者に電話とFAXで問い合わせることが多いのですが、インターネット上で道路台帳図を公開している自治体もあり、重宝しております。

沼津市のように路線網図のみの自治体もあれば、静岡市や磐田市のように道路幅員の表示まで公開している自治体もあります。しかし、静岡県を含め、道路台帳図を公開していない自治体のほうが多いです。

特殊車両通行許可申請に限らず、こういった情報が必要になる場合が少なからずあります。細かい情報は窓口や現地での確認をしなければならないでしょうが、PC上で概要を確認できれば国民の利便に寄与することになると考えます。

県道の道路台帳図情報のインターネット上の公開をお願いするとともに、市町でも道路台帳図情報をインターネット上で公開するよう働きかけをお願いいたします。



平成29年度行政書士制度広報月間

「10月を行政書士制度広報月間と位置づけ、行政書士法及び行政書士制度の普及活動」

無料電話相談

実施日：平成29年10月2日(月)、3日(火) 10:00～16:00

場所：静岡県行政書士会館3階

相談員：

(10月2日)

(講習会内容向上PT)	福田美奈子常任理事
(相続家事委員会)	内山亮統括部長・市原誠委員長・高橋茂委員
(コスマス支援G)	永井克典委員

(10月3日)

鈴木市代常任理事	
(相続家事委員会)	市原誠委員長・天野敏彦委員
(コスマス支援G)	永井宏樹キャプテン
(コスマス静岡)	高安洋一幹事
(広報委員会)	杉本和也委員長

無料電話相談では、下記の集計のとおり相続に関する相談が多いものの、多岐に亘る相談が県内各地から寄せられました。



相談実績（1人の相談者で複数の相談や関連する業務があるので相談者数と相談内容数は一致しません。）

相談者数		相談内容											計
		農地	都市計画	建設	相続	遺言	後見	法人	入国	風営	運輸	その他	
10/2	22	1	1	2	5	5	2	2	—	—	—	6	24
10/3	15	1	—	—	13	—	—	—	1	1	1	3	20
合計	37	2	1	2	18	5	2	2	1	1	1	9	44

相談会を知った媒体（2日間計）

新聞	パンフ	ラジオ	不明	計
29	1	2	5	37

相談者の所在（2日間計）

静岡市	浜松市	沼津市	富士市	富士宮市	焼津市	島田市	藤枝市	掛川市	御前崎市	賀茂郡	榛原郡吉田町	周智郡森町	不明	計
7	4	1	2	2	4	1	2	1	1	1	1	1	9	37

SBSラジオ「鉄崎幹人のWASABI」に平岡康弘会長が出演し「行政書士制度広報月間」のPR

出演日：平成29年10月2日(月) 11:35～約9分間

内 容：行政書士の業務内容及び社会貢献活動について

10/2及び10/3の無料電話相談会開催を告知

10月が「行政書士制度広報月間」であり、県内17支部でも無料相談会を開催している旨を告知



平成29年度第1回新入会員特別研修会

日時 平成29年8月22日(火)

10時00分から18時30分

会場 もくせい会館2階第1会議室

受付 総務委員会

司会 理事 鈴木 淳

出席新入会員 29名

大塩常任理事の開会の挨拶に始まり、コンプライアンスについての講義、今後の業務に繋がる委員会からの講義に、新入会員は真剣に聴講しました。閉会後の意見交換会での先輩会員との交流は貴重な体験になったと思います。

新入会員皆さんとの今後の活躍に期待しております。

時間	講義内容	所属	役職	担当及び講師
10:00	開会の挨拶 日程及び資料の説明		常任理事 理 事	大塩博喜 成瀬記言
10:05	会長挨拶		会 長	平岡康弘
10:10	静岡県法務文書課長及び担当者の紹介 静岡県経営管理部総務局法務文書課課長挨拶	静岡県経営管理部総務局法務文書課	理 事 課長代理	鈴木淳 森隆史様
10:15	倫理綱領唱和		副会長	渡邊政年
10:20	静岡県経営管理部総務局法務文書課による講義「コンプライアンスについて」	静岡県経営管理部 総務局法務文書課法規班	班 長	海野陽史様
10:40	○行政書士政治連盟について		静政連会長	児島良孝
10:50	○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について(職務上請求書G)		常任理事	五條義人
11:40	○法令遵守、品位保持について		副会長	中山正道
12:00	昼食及び休憩			
	各委員会からの講義			
12:45	○成年後見制度について	成年後見サポートセンター静岡県支部	副支部長	足立裕明
13:00	○風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等	風俗保健委員会	委員長	黒田忍
13:20	○遺言・相続等	相続家事委員会	委員長	市原誠
13:40	○入管・帰化申請等	国際委員会	委員長	黒田忍
14:00	○建設業許可申請・経営事項審査等	建設業委員会	委員長	梅原勤一
14:20	○中小企業支援について	中小企業支援委員会	委員長	中村聰介
14:50	○広報活動について	広報委員会	委員長	杉本和也
15:00	休憩			
15:10	○農地法申請等	農地土木委員会	委員長	川口修
15:30	○自動車登録手続・車庫証明申請等	運輸委員会	委員長	村松貴史
15:50	○産業廃棄物収集運搬業許可申請	環境委員会	委員長	山本恭彦
16:10	○著作権について	著作権業務普及G	キャプテン	中津川浩淳
16:30	質疑応答及び要望事項について		副会長	鈴木晃
16:50	受講証明書授与		会長	平岡康弘
16:55	閉会の挨拶		副会長	中里龍彦
17:00	意見交換会 開会		副会長	岩瀬喜臣
18:30	意見交換会 閉会		常任理事	田畠浩

私が目指す行政書士像

沼津支部 今泉太助会員

沼津支部の今泉太助と申します。「私の目指す行政書士像」について思うことを述べさせて頂きます。平成29年4月に行政書士登録をし、講習会や支部の集まりなどで勉強してまいりました。最近、支部の先輩から紹介していただいた仕事を2ヶ月以上かけ、ようやく終えることが出来ました。事業者様には初心者マーク付きの行政書士であることは理解していただいているものの、今思えば大変なご迷惑をお掛けしたと思っています。であるにも関わらず、終了したことをお伝えした時に「助かったよ、ありがとう。」と言って頂きました。お客様にとって何気ない一言であったかもしれません、私にとっては本当に嬉しく、ようやく行政書士としての一歩を踏み出せたと感じることが出来ました。これからも「助かったよ、ありがとう。」と、より多く言って頂けるように日々研鑽を積み、お客様のご依頼に誠心誠意お応えしていきたいと思います。

また、私自身他県出身で、行政書士業務に繋がるような仕事の経験もございません。支部の先輩方のご指導やご助力、行政書士会の講習等がなければ、とうてい行政書士として踏み出すことは出来なかつたことでしょう。これからもこの繋がり、ご縁を大切にし、静岡県行政書士会の発展及び行政書士の地位向上にも寄与できるよう精進してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

静岡支部 望月志歩会員

私は、オールマイティな何でも屋ではなく、専門家の中の専門家になりたい、と考えています。目標とするのは、深い知識を持ち、きちんと法律を理解した上で論理的に物事を解決できる力を持つことです。もちろん、依頼者の気持ちに寄り添い、ともに手立てを考えアドバイスをすることはとても大事です。専門家は、依頼者と話をするときに、専門用語をまるで一般知識であるかのように多発する傾向があるように思えます。それでは、問題は解決できても、依頼者的心には響きません。知識+依頼者の目線に合わ



せた会話ができるような行政書士になりたいと思っています。

私は、過去に学生ビザと呼ばれる査証でアメリカに語学留学をしました。渡米後には、友人の米国会社設立の手続きをボランティアで手伝い、イミグレーションロイヤーと呼ばれるアメリカの移民弁護士に、会社設立の手続きとビザについて相談をした経験があります。帰国後に、日本においては行政書士がアメリカのイミグレーションロイヤーにあたることを知り、そのときに初めて行政書士の仕事に興味を持ちました。その後、結婚、出産という人生の転機があり、自分のことは後回しの日々が続いていましたが、司法書士事務所の補助者として働くようになったのをきっかけに、法律の勉強がしたい、よし、行政書士を目指してみようと思うようになりました。また、兄が過去に足かけ4年ほど世界各地をバックパッカーとして周り、外国と日本のそれぞれのすばらしさを教えてくれたこと、その後彼がインドにある中国資本の会社で働くことになりビザのことで苦労した話など、私にとって非常に興味深く、入管業務等（入管業務に留まらず国際関連業務全般）専門の行政書士になりたいと思いました。

私には6歳、3歳の子供がいます。一日のうち自分のために使える時間は限られています。行政書士試験の勉強も、夜、子供たちを寝かしつけ、残った家事を終えてから机に向かう日々でした。土日も家族と過ごすので、まとまった時間がとれず、思うように勉強が進まず歯がゆい思いもしましたが、主婦であるそんな経験から、時間内にすべきことをする、相手のことを考える、調和を大事にすることなどが身につきました。これは、行政書士としての強みの一つになると信じています。

知識と経験を深め、自分の武器をつくり、アイデンティティーを大事にして、自己をアピールできるように精進して参りたいと思います。

西遠支部 和久田大介会員

お恥ずかしながら、「私が目指す行政書士像」というテーマを与えられてから、はじめて真剣に行行政書士としての自分の未来を考えました。

そもそも行政書士試験を受験



していた当時のことを振り返ると、私が試験勉強をしていた頃は、まだ旧司法試験と新（現行）司法試験が併存しており、司法書士試験の受験者も年々増加しているようなときでした。社会的には、過払金の返還請求が‘流行’していたような記憶があります。

そんな私が強く印象に残っているのは、行政書士試験の合格発表と同じ頃にはじまった、櫻井翔さんと堀北真希さんが主演の「特上カバチ!!」です。正直なところ、自分が手にした「行政書士」という資格が一体どういうことができるか全くと言っていいほど知らな

かったので、（今になってみると内容的に難しい箇所もありますが、）ドラマを見て楽しむと同時に、将来自分が仕事している姿を想像していました。

現在、その当時自分が考えていた心境に思いを馳せると、人並みではございますが、「身近な存在でありたい」ということでした。これが私の初心だったと思います。

さて、初心を思い出した今の自分が考える未来像とは、変わらぬ「身近な存在でありたい」という自分で



研修会の風景



静岡県経営管理部総務局法務文書課長代理 森隆史様ご挨拶



法務文書課法規班長 海野陽史様
講義「コンプライアンスについて」



受講証明書授与

「他士業交流勉強会」開催報告

開催日時：平成29年9月27日水曜日 13時30分～16時30分

会 場：静岡市産学交流センター「ペガサード」

6階プレゼンテーションルーム

去る9月27日、業務交流PT主催で「他士業交流勉強会」を開催しました。

他士業の方を招いて初の交流勉強会でしたが、司法書士、税理士、社会保険労務士、弁護士の方にご参加いただきました。

今回は現在社会の問題となっているドメスティック・バイオレンス（以下、DVという）をテーマに、第1部として、富士宮支部の鳴海友子会員に『DVに関係ない人は一人もいない！ DVを生み出し続ける社会のままでいいですか？』と題して講義をしていただき、第2部では、講義内容を元に、我々にできることについて参加者による話し合いを行いました。

DVの時代背景、引き起こす要因、我々が相談を受けた時の対応について学び、話し合い、DVについての理解を深める貴重な機会となりました。

他士業の方々と同じ学びを共有し、意見を言い合うことで、親交を深めることができました。



公教育出前講座グループ 報告 ～沼津中央高等学校にて実施した出前講座について～

場 所 学校法人沼津精華学園 沼津中央高等学校 記念館 2階
(沼津市杉崎町11-20)

日 時 平成29年9月2日(土) 9時~10時40分

対象生徒 1年生全員(195名)

講座内容 インターネットと人権、消費者教育

講 師 公教育出前講座グループ委員 岩本 信幸(同校卒業生)



公教育出前講座グループの、東部地区で初の私立高校での出前講座でした。(昨年の行政懇談会のテーマ実施の一環) 2年前より沼津支部の同グループの鈴木委員が営業活動を行っており、本年より、卒業生の岩本会員が委員に加わった事で同校での講座実施が実現いたしました。

学校側の要望と、鈴木委員の営業内容(ネットトラブル対処等)が合致したため、岩本会員が委員の就任の挨拶がてら訪問して3ヶ月という短い期間での開催決定でした。

学校側も、定期的にスマートフォンやインターネットトラブルへの注意喚起を内容とした講話を開催しており、高校生のインターネットトラブル等の注意喚起の必要性と、先生方の関心の高さを感じられました。今回は2学期始まってすぐという日程でしたが、法律の専門家を呼んで、さまざまなトラブル対処の視点からの話を希望していました。

当日は、総合学習の時間(1時限目、2時限目)を使い、1学年全員を対象として同校記念館の2階にて講座をいたしました。

講座内容は、まず、自己紹介と合わせて、行政書士の仕事内容を簡単に説明しました。

つづけて、「インターネットと人権」というテーマで講話を始め、インターネットの普及の広汎性、スマートフォンの保有率の高さを示し、インターネットが現代社会では不可欠なものになっていることの反面、ネットトラブルの急増、被害の急速な拡散、その回復の困難さなどを話し、社会で起こったトラブル発生事例とその処罰の事例を紹介いたしました。

後半には、学校生活に関連あるネットトラブル事例(SNSいじめや個人や学校への脅迫)を紹介し、自分が被害者になるだけでなく、ときに加害者になる場合もあることを指摘しました。

消費者教育の面では、高校生も使用するネットショッピングでのトラブルの話をいたしました。学生の間でも発生しているトラブル事例を取り上げて、トラブルのないインターネットの使用を心がけてほしいと訴えました。

最後に、実際にトラブルが発生した時の対処法、相談先などを案内して締めくくり、トラブル発生時には1人で悩まず、身近な法律家としての行政書士や、公共機関の活用を若いうちから知っておいてほしいと語りました。

生徒達の反応は、プロジェクト資料とレジュメ資料を見比べている様子があつたり、レジュメにメモをして熱心に聞いている生徒が見受けられました。グラフ資料が小さく見難かったのが反省点です。

生徒の代表より「法律に興味があり、参考になる話が聞けてよかったです。インターネットの使用時にはトラブルの予防を心がけたい」と感想をいただきました。

第4回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会

日時：平成29年9月15日(金) 午後1時30分～

場所：もくせい会館 第1会議室

1 開会の辞	静岡県行政書士会 副会長	中山 正道
2 会長挨拶	静岡県行政書士会 会長	平岡 康弘
3 顧問挨拶	(1) 静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課 課長 (2) 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター 専務理事兼事務局長 (3) 静岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会 委員長	西本 真也 様 柴 行延 様 加藤 将和 様
4 出席者紹介		
5 議案決議	第1号議案「平成28年度事業報告」 第2号議案「平成29年度事業計画」(案)	
6 講演	演題 「最近の暴力団情勢と不当要求への対応について」 講師 静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課 暴力排除課長補佐	榎原 章洋 様
7 宣言読み上げ	静岡県行政書士会 副会長	岩瀬 喜臣
8 閉会の辞	静岡県行政書士会 副会長	中里 龍彦

5 議案決議

第1号議案 平成28年度事業報告

平成28年度事業報告	
1	平成28年9月13日静岡市葵区の静岡労政会館において第3回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会を開催
2	県下の地域暴力追放推進協議会が開催する大会、総会へ参加
3	情報誌Beside22号(平成28年10月)へ第3回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会の開催結果を掲載。会員に暴力団排除対策の推進を啓発
4	平成28年11月15日沼津市大手町プラサヴェルテにおいて開催された第34回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会へ会長以下10名参加
5	平成28年11月30日静岡市葵区の静岡労政会館において公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターが主催する不当要求防止責任者講習を開催、23人受講

第2号議案 平成29年度事業計画

平成29年度事業計画	
1	平成29年9月15日静岡市葵区のもくせい会館において第4回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会を開催
2	県下の地域暴力追放推進協議会が開催する大会、総会への参加
3	平成29年10月17日磐田市二之宮東の磐田市民文化会館において開催される第35回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会への参加
4	平成29年11月20日沼津市米山町の沼津商工会議所において公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターが主催する不当要求防止責任者講習を開催
5	機関誌「行政書士しづおか」等を活用し暴力団等排除対策について啓発活動の推進

暴力団等排除宣言

私たち、静岡県行政書士会会員は、静岡県行政書士会暴力団等の排除に関する規程の趣旨にのっとり、社会の秩序や安全を脅かす暴力団等の反社会的勢力を社会から排除していくことが社会共通の重要課題であることを認識し、社会的責任ある組織として、以下の通り暴力団等排除について基本方針を定めるとともに、この基本理念実現のための体制を整備し、健全な行政書士業務及び積極的な暴力団等の排除活動を推進し、安全で安心できる市民生活、企業活動に寄与することを宣言する。

- 一 暴力団等の排除における基本理念「交際しない」「利用しない」「金を出さない」「恐れない」の四ない運動を徹底する。
- 一 暴力団等の不当、不法な要求は断固拒否する。
- 一 暴力団等の排除については、関係機関との密接な連携と一致団結した会員相互の協力体制を確立する。

平成29年9月15日

静岡県行政書士会

暴力団等排除対策協議会 会長 平岡康弘

投稿

手 向 け 花

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 高齢者講習会

七十歳の古稀を過ぎると、免許の更新手続きには、高齢者講習を受けることが必要である。高齢者講習の修了証をもらえないとい、免許の更新を受けることができない。

高齢者講習は、一定の自動車学校で行われている。私も、はじめて免許を取得した自動車学校へ受けに行った。五十年以来の自動車学校である。あらかじめ、予約を入れておく必要があって、予約を入れておいた日に行ってみた。朝八時半から、それらしき老人が、多く来ていた。

三階の部屋であらかじめの学習をする。道路交通法の改正点などを教えてもらう。それから、シュミレーターを使った簡単な運転操作の講習や目の検査をした。そして、若い教官が同乗して、鬼門の実際の運転をした。何せ、自分が乗っている車両と勝手が違うので、思うように車を操作できない。グループの皆さんと一緒に構内を回った。S字クランクや車庫入れなど、おそるおそる運転した。一旦停止と左側路線へ入らなかつたことで、教官から注意を受けた。左右を確認して一旦停車したのに、車輪がしっかり停止していない、というのだ。黙って教官に従うほかはない。

運転を終わり、部屋へ戻り、修了証書を受けとて、警察署へ免許の更新に出かけた。

(二) 免許の更新

免許の更新手続きは、比較的楽だった。通知葉書と講習の修了書を出して、手数料を払い、目の検査をし、顔写真を撮って終った。免許係の警官はとても優しく接してくれた。交通安全協会へ会費を支払い、そして、めでたく運転免許証をもらうことができた。やはり、先ほど、自動車学校で一緒になった人も見かけた。お互に軽く会釈をして別れた、雲行きはあやしかったが、外へ出ると、とうとう、激しく雨が降り始めた。私は、急いでバスに乗り込んで、家へ帰った。もう、運転はやめようと思っていたが、事故がないように気をつけて、もう少し車へ乗ることにした。次の更新は、

五年後である。それから先は、痴呆症の検査があり、三年ごとの更新が続く。そして、やがて、免許を自主返納しようと思う。

(三) 交通違反

私の手元にある交通反則告知書は、平成六年一月十一日、午前十一時三十分のバイクでの一方通行の逆走であった。元国際劇場のあった道をバイクで足をつけながら、友達の家をさがしていたときに白バイに免許証を見せると、直ちに反則切符を切られてしまった。このときの反則金は、五千円。

二回目は、平成十年十月三十日、午後四時四十七分、自動車による駐車禁止違反だった。これは、浄元寺へ墓の花替えに行って、寺の前に駐車していた十一分間、バックミラーに婦人警官によって交通違反の輪をつけられ、反則金一万五千円を支払ったものだった。ただ、この時、私は、十一分間も駐車していた覚えはまったくなかった。お寺の住職がわざわざ、警察へ電話して撤回を求めたが、警察は聞き入れてくれなかった。それ以来、私は、お寺へ車で行くことはやめている。

三回目は、平成十一年一月十六日、午前十時四十一分、バイクによって、伊勢丹前で歩行者の横断中にその前を走ったので、歩行者をあわせてせたというものだった。反則金は六千円。通行妨害したというものの、私に言わせれば、歩行者が横断歩道のない所を横切ったのである。しかし、これを白バイに指摘され、言い逃れはできなかった。

四回目は、若松町でのスピード違反であった。これは、見事にネズミ捕りに引っかかってしまった。当時、この道路の制限速度は四十キロ。六十一キロが出ていたので、約二十一キロのスピードオーバーということで、反則金は一万五千円だった。ただし、現在この道路の制限速度は、五十キロとなっている。

五回目は、平成二十六年五月二十七日、午後三時三分、瀬名の公民館へ向かう道路で、歩行者が横断歩道を渡ろうとするのを一時停止しなかったというものだった。この十時、歩行者はただ立っているだけで、横断

歩道を渡る気配はなかった。しかし、これを目撃したといって、白バイが、わざわざ公民館の駐車場まで私を追いかけてきた。そして、窓ガラスをトントンと叩かれて、反則金九千円を支払った。私は、やや、腹が立って、新富町の郵便局へすぐに反則金を支払いに行つた。

さいわいにも、このときの違反は、すでに消えていて、今回なんとか無事に免許の更新ができた。

しかし、反則切符をもらうたびに思うことは、ほとんど私には、違反の自覚がまったくないのである。反則は、警察官によって作られるものであることをつくづく感じる。

それにしても、時々、危険な運転をよく見かける。特に、最近では女性ドライバーが怖い。左折するのに車のスピードを落とさない。平気で自転車や歩行者の脇をすり抜けていく。ひやりとすることがある。

(四) 手向け花

騒音や排気ガスを撒き散らしながら無数の車が走り抜ける道路の脇に、ひっそりと花が手向けられている。人はなぜ花を手向けるのか。泥まみれの花瓶や空き瓶など過去に花が手向けられたことを示すだけの痕跡から最近手向けられたケースまで多様である。そして、花は圧倒的に菊が多い。供物も酒・たばこ・缶ジュース・玩具・雑誌などいろいろである。生前の死者の好物だったのか？そして、交差点で信号待ちをしていて、手向け花を見つけて、ここで事故があったんだなと思

うと、思わず、合掌したくなる。南無阿弥陀仏。南無阿弥陀仏。そして、合掌。

人は生き続けようとする限り、愛するものへの死に絶えるほかはない。ひたすら耐えることで、その死をやり過ごすしかない。花は耐えるものの身代わりなのである。

町の中に、交通事故の目撃者を捜しているという、大きな立て看板をみかける。そこが、轢き逃げ事件や衝突事故のあった現場であるが、目撃者が早く見つかることを祈る。

(四) 道路交通法の改正

平成29年3月12日施行で、認知機能が低下しているおそれがある高齢運転者に対して、高齢運転者対策の推進に関する規定が整備された。

まず、75歳以上の運転者が、信号無視、通行区分違反、一時停止違反などの認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為をしたときは、臨時認知機能検査を受けなければならない。

また、臨時認知機能検査を受け、記憶力・判断力の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、臨時高齢者講習を受けなければならない。

そして、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなかった場合は、免許の停止又は取り消しとなる。

なお、自動車の運転に心配のある高齢者は、運転免許証を自主返納することができる。この場合、運転経歴証明書の交付を申請することができる。

天は二物を与える？

(富士宮支部 保坂 昭秀)

九月に配布された広報〔ふじのみや〕に富士宮出身のテレビ・アナウンサー森川有貴さんと富士宮市長との対談が掲載され、美人で最高学府学歴、しかも英会話堪能でテレビ朝日のキャスターとあれば素晴らしいの一言。

もう一方、九月十六日敬老の日富士宮市民文化会館で開催された敬老の日のショウ、時代劇で有名な、郷土出身の大スター〔水戸黄門様 里見浩太朗〕ルックスよく、役者そして歌手 八十歳と思えぬ美声、歌の間のトーク 芸能界入りのきっかけは三島市公会堂で

NHKの喉自慢で三ツの鐘を鳴らした事、先輩スターの美空ひばりとの映画共演で挨拶にいったところ「よろしくね。」と気さくに声かけられた事、ユーモア混じりのトークに聴衆は親しみを感じられた人も多い。昔から天は人に二物を与えると言われるが、このような才能の方々には、ただ羨ましいばかり。

また知人に中学校音楽教師時代の経験を生かしサキソホンを教えている高齢者がある。

小生の様な凡人は現役時代、宴会で芸を強いられ逃げ回り、無理にマイクを握らされるも、他人に嫌われ

る様な悪声、「君はパンツの川流れ、クイにかかっているな」とからかわれた記憶がある。俗に「継続は力なり」と言われるが同じ人間として生を受け、天はなぜ、この様な格差をつけるのだろう?

第一の人生時代 多趣味の上司から「君は無趣味の様だが、何が人生の楽しみだね。定年退職すると職場の友は縁遠くなり、趣味をもたないと砂漠人生になるよ」

テレビで視聴した人気歌手【北島三郎】のバックを務める尺八奏者の見事な演奏、静岡市で甥の結婚式に、見事な【親父の海】を吹奏した新婦の恩師【中学校時代の数学の教師】に刺激され、市内の尺八指導者の門

をくぐり五年間首を振り続け、またハーモニカ、キーボードと飽きぼい性格、今宵も少しも上達しないキーボードに愛想をつかし、やけくそにドクター・ストップのアルコールに活路を見出さんと食器棚を見回すと缶ビール軍団が禁酒守れのウインクと主治医の忠告【脳梗塞は完治に近いが、再発する人も多いからアルコールは我慢したほうがベターですよ】。寝たきり老人になり家族に迷惑をかけてもいけないから、堪え難きを耐え、ゴクンと唾を飲み込み我慢の連続が続いている。

一八十歳故郷に帰れば青年部一

お人好し
見える捨身の
お節介に

もう少し
生きて人生
組み直す

アルバムが
旅の余情を
搖りおこす

いい仲間
軽いジョークが
入り乱れ



子にゆずり
口數さえも
冷えてくる

さりげ無く
聞いて一言
ほめてやる

頑是無い
その一言が
胸をつく

川柳

平成廿九年八月二十六日

山本順平



掲示板

「成年後見関連分野における支援についての協定」を締結

日時 平成29年8月21日(月)

場所 島田信用金庫本店

静岡県行政書士会・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡支部・島田信用金庫の三者において「成年後見関連分野における支援についての協定」を締結しました。

この協定は、島田信用金庫の職員等が成年後見分野に関する困難な事例などについて、検討・判断をする際に、信用金庫の要請に基づき支援をする体制を構築する事を目的としています。尚、静岡県行政書士会とコスモス成年後見サポートセンター静岡支部及び信用金庫をはじめとする金融機関との協定締結は県内初となります。



協定書に調印した(左から)神木俊典支部長、市川公理事長、平岡康弘会長=21日午前、島田市本通の島田信用金庫本店

成年後見分野連携へ協定 島田信金、県行政書士会、コスモス

島田信用金庫(市川公理事長)と県行政書士会(平岡康弘会長)、コスモス成年後見サポートセンター(神木俊典支部長)は、21日、成年後見関連分野に関する3者協定を締結した。

島田信金は認知症とみられる高齢者らが窓口を訪れた際、成年後見制度を説明したり、同センターによる見制度についての取り組みを始めた。島田市本通で協定締結式が開かれ、市川理事長、平岡会長、神木支部長が協定書に調印した。市川理事長は「成年後

見制度に関する取り組みがでできるようになる」と述べた。

同サポートセンターと橋渡し役を担つたりする。同サポートセンターは高齢者の相談に乗り、財産管理などをバックアップする。行政書士会はサポートセンターに対して人的支援などをを行う。

静岡新聞 平成29年8月22日(火)

Bulletin board

掲示板

第22回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ………自由
- 締め切り………平成29年11月30日
- サイズ………キャビネ大又は2Lサイズ
データー（1作品2MB未満、jpeg形式）でも可。本会メールアドレスに添付ファイルでお送りください。
- 賞………会長賞 1点、優秀賞 2点、入賞 3点、佳作 4点
来年度の定時総会において、表彰いたします。
- 選考………常任理事会及び広報委員会にて、厳正に審査をいたします。
- 結果発表………受賞作品及び受賞者名は『行政書士しづおか』新春号（2018年1月末発行予定）に掲載予定です。
- 留意点………応募作品は返却しません。
人物が被写体の作品は、応募者の責任において了承が得られているものとみなします。
入賞作品の著作権は撮影者に帰属しますが、静岡県行政書士会が広報誌、印刷物、ホームページなどに使用する権利を保有します。
応募作品は、未発表の作品に限ります。
応募作品は、日本国内で撮影されたものに限ります。
撮影後、1年以内の作品に限ります。
1名につき、2作品までの応募を受け付けます。
広報誌掲載にあたり、画角等を変更させて頂く場合があります。
- 送付先………静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会 写真コンクール係
E-mail : shizuoka@sz-gyosei.jp 見出しに【写真コンクール】と明記
※必ず支部名・氏名を明記してください。また、作品毎にタイトルを付けてください。撮影場所の説明なども記入してください。

応募していただいた作品については、上記留意点をご承諾いただいたものとみなします。

『行政書士しづおか』表紙を飾る写真を募集します。

- テーマ………静岡県の四季
- 締め切り………平成30年2月28日
- サイズ………データー（1作品2MB未満、jpeg形式）のみ。本会メールアドレスに添付ファイルでお送りください。
- 選考………広報委員会にて掲載写真を決定いたします。
- 掲載時期………2018年春号（2018年4月末発行予定）
2018年夏号（2018年7月末発行予定）
2018年秋号（2018年10月末発行予定）
※掲載写真の作者名も明記させて頂きます。
- 留意点………応募作品は返却しません。
人物が被写体の作品は、応募者の責任において了承が得られているものとみなします。
入賞作品の著作権は撮影者に帰属しますが、静岡県行政書士会が広報誌、印刷物、ホームページなどに使用する権利を保有します。
応募作品は、未発表の作品に限ります。
撮影後、2年以内の作品に限ります。
1名につき、3作品までの応募を受け付けます。
『会員写真コンクール』と同一の作品が応募された場合は、『会員写真コンクール』のみへの応募とみなします。
広報誌掲載にあたり、画角等を変更させて頂く場合があります。
- 送付先………E-mail : shizuoka@sz-gyosei.jp 見出しに【広報誌表紙】と明記
※必ず支部名・氏名を明記してください。また、作品毎にタイトルを付けてください。撮影場所の説明なども記入してください。

応募していただいた作品については、上記留意点をご承諾いただいたものとみなします。

Bulletin board

掲示板

SBSラジオ 放送スケジュール（29年11月～12月）について

平成29年11月～12月の期間、SBSラジオにて放送される「行政書士の業務等に関するCM」の放送スケジュールを、下記のとおりお知らせいたしますので、是非お聞きください。

周波数 1404KHz：静岡・浜松・三島・掛川・御殿場・天竜・春野・竜山・佐久間・水窪

1557KHz：熱海・富士宮

	ラジオ	放送素材
11/ 1(水)	11:20頃	⑫役所への手続き篇
11/ 2(木)		
11/ 3(金)	17:30頃	⑬自分の土地でも…①篇
11/ 4(土)		
11/ 5(日)		
11/ 6(月)	8:47頃	⑭自分の土地でも…②篇
11/ 7(火)	11:20頃	⑮孫のために…篇
11/ 8(水)	16:48頃	⑯自分の土地でも…③篇
11/ 9(木)	7:40頃	①電子申請篇
11/10(金)		
11/11(土)		
11/12(日)		
11/13(月)	11:20頃	②通常篇
11/14(火)		
11/15(水)	18:15頃	③業務紹介篇
11/16(木)		
11/17(金)	8:15頃	④入管篇
11/18(土)		
11/19(日)		
11/20(月)	11:00頃	⑤相続篇
11/21(火)		
11/22(水)	17:42～17:46の間	⑥電子定款篇
11/23(木)		
11/24(金)	8:20頃	⑦行政書士篇
11/25(土)		
11/26(日)		
11/27(月)	11:00頃	⑧事故処理篇
11/28(火)	16:48頃	⑨土木農地篇
11/29(水)		
11/30(木)	8:47頃	⑩聖徳太子篇

	ラジオ	放送素材
12/ 1(金)		
12/ 2(土)		
12/ 3(日)		
12/ 4(月)	7:36頃	⑪頼れる街の法律家篇
12/ 5(火)	17:00頃	⑫役所への手続き篇
12/ 6(水)	11:00～11:20の間	⑬自分の土地でも…①篇
12/ 7(木)	8:20頃	⑭自分の土地でも…②篇
12/ 8(金)	17:30頃	⑮孫のために…篇
12/ 9(土)		
12/10(日)		
12/11(月)	11:20頃	⑯自分の土地でも…③篇
12/12(火)		
12/13(水)	8:40頃	①電子申請篇
12/14(木)	17:40～17:42頃	②通常篇
12/15(金)	11:00頃	③業務紹介篇
12/16(土)		
12/17(日)		
12/18(月)	7:45頃	④入管篇
12/19(火)	16:48頃	⑤相続篇
12/20(水)	11:00～11:20の間	⑥電子定款篇
12/21(木)	8:25頃	⑦行政書士篇
12/22(金)		
12/23(土)		
12/24(日)		
12/25(月)	17:30頃	⑧事故処理篇
12/26(火)	11:00頃	⑨土木農地篇
12/27(水)		
12/28(木)		
12/29(金)		
12/30(土)		
12/31(日)		

Bulletin board

掲示板

「行政書士しづおかNo.288」掲載記事の訂正について（お詫び）

日頃より、本委員会の活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび、会員の皆様にお届けしました会報誌「行政書士しづおかNo.288 2017年夏号」の掲載記事に誤りがありました。大変申し訳ございませんでした。お詫びの上、修正させていただきます。

記

「行政書士しづおかNo.288 2017年夏号」

訂正ページ：15ページ、46ページ

訂正内容：一部の理事の電話及びFAX番号の誤記

清水支部無料相談会日程の誤記

以上

P15

役職	氏名	支部	〒	事務所所在地	電話番号 FAX番号
理事	奥山浩行	水窪	431-4112	浜松市天竜区佐久間町 <u>奥領家1355番地2</u>	053-987-1913 053-987-1886
理事	竹田達紀	西遠	432-8061	浜松市西区入野町9745番地の1 <u>K Sビル201号</u>	053-445-4685 053-445-4678
理事	藤田由香子	西遠	435-0016	浜松市東区和田町425番地の1 <u>高井ビル2階</u>	053-411-6130 053-411-6139
理事	成瀬記言	西遠	433-8118	浜松市中区高丘西一丁目28番33号 <u>MKビルB2階</u>	053-420-0210 053-420-0448
監事	鈴木道夫	伊豆	413-0102	熱海市下多賀1422番地の3	0557-87-1800 0557-87-1801

P46

清水支部

年月日	開催時間	受け付ける業務等	開催場所
<u>偶数月 第2火曜日</u>	13:30~15:30	官公署に提出する書類の作成、相続、遺言	清水区市民相談室 (清水区役所4階)

訂正箇所はアンダーラインで表記しております。

会員の処分について

中村泰雄会員について、会則第12条の2第1項第2号に基づき、以下の処分を決定しましたので、ご報告します。

会員名 中村泰雄（56歳）

処分内容 1年間の会員の権利停止処分

支部 三島支部

該当条文 行政書士法第10条（行政書士の責務）

登録番号 第08170327号

第13条（会則の遵守義務）

会員番号 第3502号

日行連会則第59条（責務）

事務所名 行政書士中村泰雄事務所

第60条（品位保持）

事務所住所 駿東郡長泉町下土狩830番地の10

第62条（法令、会則の遵守）

静岡県行政書士会会則第11条第1項（責務）

Bulletin board

講習会・研修会

屋外広告物講習会

日 時 平成29年9月8日(金)自13時30分至16時30分
場 所 プラザヴェルデ
講 師 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課
主査 望月和浩様
静岡県沼津土木事務所 都市計画課
主幹 水野宏一氏
専門監 村石 勤氏
内 容 (1) 屋外広告物に関する条例の解説及び、
申請手続きの注意事項等、伊豆半島の屋
外広告物に関する基礎講習会
受講者数 29名

建設業委員会第1回業務講習会

日 時 平成29年9月20日(水)自13時30分至16時00分
場 所 静岡商工会議所 静岡事務所 5階ホール
講 師 静岡県交通基盤部建設支援局建設業課許可班
主事 杉田貴宏様
主事 渡部宏文様
内 容 (1) 平成28年度以降の建設業法改正につい
て(経営業務の管理責任者の明確化、技
術者制度、解体工事業の解釈等)
講義・質疑応答 13時40分～16時00分
杉田貴宏様
受講者数 124名



事業承継講習会

日 時 平成29年9月26日(火)自13時30分至16時30分
場 所 シズウェル601会議室
講 師 岸本敏和会員(中小企業支援委員会委員)
中村聰介会員(")
内 容 (1) 岸本講師担当。中小企業の事業承継の
現状、事業承継のために行うべきこと、
親族外事業承継の実際例について行政書
士としての関わり方を交えての講義
(2) 中村講師担当。委員会の事業承継研究
をふまえ、行政書士としてどのようなか
かわりをするか、事業承継をどのような
意識でとらえたらよいか
受講者数 47名



つぶやき

先日友人と雑談していたところ、「この前また職務質問をされた」という話題が出ました。よくよく聞いてみると一年に一度、ときにはそれ以上の頻度で職務質問をされるそうなのです。

私は幸運なことに、職務質問をされたのは人生で二度のみ。一度目は深夜に携帯電話で話しながら薄暗い道を歩いていたとき。二度目は同じく深夜、あまりの乗らない錆びついた自転車に乗って国道を急いでいたとき。今思い出すと、どちらも職質は仕方のないシチュエーションです。

しかし友人の場合、そういったこともなく、普段通りの日常でよく起こるそう。この違いは何なのか。気になって調べてみました。

すると、よく職質をされる人物にはパターンがあるとのこと。ある警察関係者の談話によると、中年男性であれば派手な私服（例：赤いTシャツ）、自転車、リュック、サングラス、キャップ、金髪、坊主頭などは職質されることが多いそうです。

私服や金髪は正業に就いていない可能性があることから薬物使用が。自転車は盗難車。リュックはナイフなど危険物の所持。キャップは顔を隠すため。サングラスは顔及び覚醒剤使用がバレないよう目を隠すため。これらの可能性が感じられることから職質に踏み切るそうです。

友人はフリーのデザイナー。いつもラフな格好をしていますから、警察に無職と間違えられたのでしょうか。

「人は見かけによらぬもの」とは言いますが、第一印象を決めるのはやはり見た目。職務質問されないためではありませんが、身だしなみには常に気をつけていたいですね。

宮崎太一

近所にあった洋食屋Kが7月いっぱいで営業を終了してしまった。ハンバーグといえばマルシンハンバーグ（今でもよく食べます）しか食べたことがなかった小学生にとって、熱々の鉄板にのったハンバーグはまさにカルチャーショック。油で揚げられたじゃが芋といんげん豆、トマトソースで味付けされたマカロニ、半熟の目玉焼きが添えられたハンバーグは自分にとってハンバーグの基準となっており、ほかの店でこれらがないとちょっと物足りない気分になる。Kに行くのは

月に1度くらいだったが小学生のころから通っていたのだけっこな回数となる。ここ数年、行きつけのラーメン屋さんと鰻屋さんが、経営者が高齢になったため店を閉めてしまった。Kの場合は息子さんが店を引き継いだため大丈夫だろうと思っていたが、道路の拡張工事にひっかかりまさかの閉店。救いは、閉店を知らせるはり紙に営業の再開を予定していると記されていたこと。一日でも早い営業再開を願っています。

ヒボボタマス 3世

静岡県立美術館で「おんな城主 直虎」特別展を母と長男（7歳）次男（3歳）を連れて見てきました。

母は唯一、某国営放送局で放送している大河ドラマを見ているのですが、自分と子供は見ていないのに行くという無謀な挑戦です。

男の子特有の武器大好き症候群が発生してしまい、興味を井伊の赤備え（鎧）と刀に興味が集中してしまうことを危惧した母は長男と一緒に美術館を鑑賞しようとしていますが、やはり流石は大河ドラマで放送しているだけあって長蛇の列で中々先に進みません。

なかなか進まないので長男を見てみると小学校2年生では読めない漢字が多くて理解できない様子…。

そこで母は美術館で貸出している音声ガイドを借りてきて、長男に持たせていました。

そうしたら、「悪魔の3歳児」も自分の分が欲しいと言って、母に借りに行かせ様とするので説得しましたが納得しないので結局2台借りることに…

でも、そのおかげか混雑していた長蛇の列はゆっくりとしか進まないので、全部観て回るのに2時間掛かったのですが、その間イヤフォンを着けて展示物を大人しく真剣にガイドを聞きながら鑑賞していました。

音声ガイド本来の使用目的の対象者ではないかもしれないけども、子供のように漢字が読めないという障害を乗り越える有効なアイテムであるなど発見した次第であります。

でも私は小さくて高い所が見えないと文句を言う「重めの三歳児」を抱きながらだったので途中から腕の疲労に気をとられ、しっかりと観る事が出来なかつた悔しさを終盤にさしかかっている大河ドラマを見始めて晴らす事にしました…

終わりの頃に大河ドラマを観出すヤツ

編集後記

気難しい太陽が、あまり顔を出してくれなかった夏が過ぎ、実りの秋を迎えました。爽やかな秋晴れが続くことを期待したいです。

静岡県行政書士会も、10月の行政書士制度広報月間、顧問の県議会議員との行政懇談会、11月の行政書士試験実施などの行事が続く時期です。

これらの行事について、一部の概要是本号にてご案内しておりますが、次号に詳細を掲載するために準備を進めているところです。

また、本号では新入会員の方々から「私が目指す行政書士像」として投稿をしていただきました。彼らの原稿を読ませていただき、私自身の初心を思い出しました。会員の皆様も是非ご一読ください。

日毎寒さが加わります時節、何とぞご健やかにお過ごしください。

静岡県知事を表敬訪問

去る9月11日、静岡県行政書士会新役員が川勝平太知事を表敬しました。

県の出席者 静岡県知事 川 勝 平 太 様
総務局長 山 梨 正 人 様
法務文書課長 倉 石 寛 様

静岡県行政書士会からの出席者 平 岡 康 弘 会長
中 山 正 道 副会長（会長職務代理）
児 島 良 孝 政治連盟会長
五 條 義 人 政治連盟幹事長
中 里 龍 彦 副会長
大 塩 博 喜 常任理事
奥 山 浩 行 理事
鈴 木 瑞 枝 事務局長



行政書士は

頼れる街の法律家



真野恵里菜



行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!



日本行政書士会連合会・静岡県行政書士会

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

後援: 総務省・静岡県



日本行政書士会連合会・静岡県行政書士会

平成29年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 平岡康弘 編集 広報委員長 杉本和也

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成29年10月31日